

由布市告示第136号

令和7年第4回由布市議会定例会を次のとおり招集する

令和7年11月27日

由布市長 相馬 尊重

- 1 期 日 令和7年12月4日木曜日
 - 2 場 所 由布市議会議事堂
-

○開会日に応招した議員

渡辺 彬君	津田 貴之君
生野 友子君	小山 和義君
高田 龍也君	坂本 光広君
吉村 益則君	田中 廣幸君
加藤 裕三君	加藤 幸雄君
鷺野 弘一君	甲斐 裕一君
長谷川建策君	佐藤 郁夫君
browse けさ子君	佐藤 人巳君
平松恵美男君	佐藤 孝昭君

○応招しなかった議員

なし

令和7年 第4回(定例)由布市議会会議録(第1日)

令和7年12月4日(木曜日)

議事日程(第1号)

令和7年12月4日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 市長の所信表明
- 日程第5 請願について
- 日程第6 報告第34号 専決処分の報告について
- 日程第7 報告第35号 専決処分の報告について
- 日程第8 報告第36号 専決処分の報告について
- 日程第9 報告第37号 専決処分の報告について
- 日程第10 報告第38号 専決処分の報告について
- 日程第11 報告第39号 専決処分の報告について
- 日程第12 報告第40号 専決処分の報告について
- 日程第13 報告第41号 専決処分の報告について
- 日程第14 報告第42号 専決処分の報告について
- 日程第15 報告第43号 専決処分の報告について
- 日程第16 報告第44号 専決処分の報告について
- 日程第17 報告第45号 専決処分の報告について
- 日程第18 報告第46号 例月出納検査の結果に関する報告について
- 日程第19 議案第97号 所有権移転登記手続請求事件に関する和解について
- 日程第20 議案第98号 第三次由布市総合計画(基本構想・基本計画)の策定について
- 日程第21 議案第99号 由布市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第22 議案第100号 由布市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第23 議案第101号 由布市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正

について

- 日程第24 議案第102号 由布市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正について
- 日程第25 議案第103号 由布市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第26 議案第104号 由布市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第27 議案第105号 由布市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第28 議案第106号 由布市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第29 議案第107号 由布市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 日程第30 議案第108号 由布市子ども及び高校生等医療費助成事業基金条例の一部改正について
- 日程第31 議案第109号 由布市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第32 議案第110号 由布市みことピア条例の一部改正について
- 日程第33 議案第111号 由布市乙丸温泉館条例の一部改正について
- 日程第34 議案第112号 由布市火災予防条例の一部改正について
- 日程第35 議案第113号 由布市湯布院福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第36 議案第114号 由布市観光情報発信拠点施設「由布市ツーリストインフォメーションセンター」の指定管理者の指定について
- 日程第37 議案第115号 由布市里の駅陣屋市場の指定管理者の指定について
- 日程第38 議案第116号 由布市地域活性化拠点施設「おおつる交流センター」の指定管理者の指定について
- 日程第39 議案第117号 由布市湯平ふれあいホールの指定管理者の指定について
- 日程第40 議案第118号 由布市乙丸温泉館の指定管理者の指定について
- 日程第41 議案第119号 大分市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議について
- 日程第42 議案第120号 別府市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議について
- 日程第43 議案第121号 令和7年度由布市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第44 議案第122号 令和7年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第45 議案第123号 令和7年度由布市介護保険特別会計補正予算（第2号）

- 日程第46 議案第124号 令和7年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第47 議案第125号 令和7年度由布市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）
日程第48 議案第126号 令和7年度由布市水道事業会計補正予算（第3号）
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸報告
日程第4 市長の所信表明
日程第5 請願について
日程第6 報告第34号 専決処分の報告について
日程第7 報告第35号 専決処分の報告について
日程第8 報告第36号 専決処分の報告について
日程第9 報告第37号 専決処分の報告について
日程第10 報告第38号 専決処分の報告について
日程第11 報告第39号 専決処分の報告について
日程第12 報告第40号 専決処分の報告について
日程第13 報告第41号 専決処分の報告について
日程第14 報告第42号 専決処分の報告について
日程第15 報告第43号 専決処分の報告について
日程第16 報告第44号 専決処分の報告について
日程第17 報告第45号 専決処分の報告について
日程第18 報告第46号 例月出納検査の結果に関する報告について
日程第19 議案第97号 所有権移転登記手続請求事件に関する和解について
日程第20 議案第98号 第三次由布市総合計画（基本構想・基本計画）の策定について
日程第21 議案第99号 由布市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第22 議案第100号 由布市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
日程第23 議案第101号 由布市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

- 日程第24 議案第102号 由布市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正について
- 日程第25 議案第103号 由布市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第26 議案第104号 由布市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第27 議案第105号 由布市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第28 議案第106号 由布市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第29 議案第107号 由布市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 日程第30 議案第108号 由布市子ども及び高校生等医療費助成事業基金条例の一部改正について
- 日程第31 議案第109号 由布市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第32 議案第110号 由布市みことピア条例の一部改正について
- 日程第33 議案第111号 由布市乙丸温泉館条例の一部改正について
- 日程第34 議案第112号 由布市火災予防条例の一部改正について
- 日程第35 議案第113号 由布市湯布院福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第36 議案第114号 由布市観光情報発信拠点施設「由布市ツーリストインフォメーションセンター」の指定管理者の指定について
- 日程第37 議案第115号 由布市里の駅陣屋市場の指定管理者の指定について
- 日程第38 議案第116号 由布市地域活性化拠点施設「おおつる交流センター」の指定管理者の指定について
- 日程第39 議案第117号 由布市湯平ふれあいホールの指定管理者の指定について
- 日程第40 議案第118号 由布市乙丸温泉館の指定管理者の指定について
- 日程第41 議案第119号 大分市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議について
- 日程第42 議案第120号 別府市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議について
- 日程第43 議案第121号 令和7年度由布市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第44 議案第122号 令和7年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第45 議案第123号 令和7年度由布市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第46 議案第124号 令和7年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

日程第47 議案第125号 令和7年度由布市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）

日程第48 議案第126号 令和7年度由布市水道事業会計補正予算（第3号）

出席議員（18名）

1番 渡辺 彬君	2番 津田 貴之君
3番 生野 友子君	4番 小山 和義君
5番 高田 龍也君	6番 坂本 光広君
7番 吉村 益則君	8番 田中 廣幸君
9番 加藤 裕三君	10番 加藤 幸雄君
11番 鷺野 弘一君	12番 甲斐 裕一君
13番 長谷川建策君	14番 佐藤 郁夫君
15番 淵野けさ子君	16番 佐藤 人已君
17番 平松恵美男君	18番 佐藤 孝昭君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 工藤 由美君	書記 富川 由佳君
書記 中島 進君	書記 福水 雅彦君

説明のため出席した者の職氏名

市長 …………… 相馬 尊重君	副市長 …………… 小石 英毅君
教育長 …………… 橋本 洋一君	
総務課長 …………… 古長 誠之君	財政課長 …………… 大久保 暁君
総合政策課長兼地方創生推進室長 ……………	米津 康広君
税務課長 …………… 竹下 美佳君	
監査・選挙管理委員会事務局長 ……………	工藤 秀紀君
会計管理者 …………… 平野浩一郎君	建設課長 …………… 衛藤 武君
農政課長 …………… 新田 祐介君	水道課長 …………… 平山 浩二君
商工観光課長 …………… 大塚 守君	環境課長心得 …………… 小俣 功君

福祉事務所長兼福祉課長	……………	後藤 昌代君
子育て支援課長	…………… 藤川 祐子君	保険課長 …………… 河野 妙子君
高齢者支援課長	……………	田代 由理君
挾間振興局長兼地域振興課長	……………	井原 和裕君
庄内振興局長兼地域振興課長	……………	佐藤 重喜君
湯布院振興局長兼地域振興課長	……………	一野 英実君
教育次長兼教育総務課長	……………	安部 正徳君
消防長	…………… 大嶋 陽一君	代表監査委員 …………… 大塚 裕生君

午前10時00分開会

○議長（佐藤 孝昭君） 皆さん、おはようございます。これより、令和7年第4回由布市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は18名全員でございます。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

執行部より、市長、教育長、関係課長及び代表監査委員の出席を求めています。

それでは、議事に入らせていただきます。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第1号により行います。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤 孝昭君） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、3番、生野友子さん、4番、小山和義君の2名を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、本日から12月18日までの15日間といたしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝昭君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から12月18日までの15日間と決定いたしました。

日程第3. 諸報告

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、日程第3、諸報告を行います。

まず、議長報告については、今期定例会開会までの分をタブレットに掲載をしておりますので、お目通しをいただき、報告とさせていただきます。

次に、市長の行政報告をお願いいたします。市長。

○市長（相馬 尊重君） 皆様、おはようございます。令和7年第4回定例会の開会に当たり、議員各位には公私ともに御多忙の中、御出席をいただきまして厚くお礼を申し上げます。

さて、今回提案することにしております報告13件、議案30件につきましては、どうか慎重な御審議をお願いいたしますとともに、御賛同いただきますようお願いを申し上げます。

本日お手元のタブレットに行政報告のデータを保存しておりますので、御一読いただきますようお願いを申し上げる次第です。少し時間をいただきまして、幾つかの項目について御報告を申し上げます。

初めに、9月27日に、由布市立図書館開館20周年記念式典が執り行われました。市制20周年の記念行事として行われた事業の1つでございます。

次に、11月2日に、秋の防火デーがあり、今回は湯布院の各分団を巡回し、放水訓練を点検いたしました。先日、大分市佐賀関で大規模な火災が発生いたしましたが、このような日々の訓練の積み重ねが生きてくると思われまふ。非常時への対応を再確認することの大切さを実感したところでございます。

次に、11月3日には、由布市「文化の日」功労表彰式を執り行い、各分野から由布市の発展に大きく御貢献をいただきました7名の方に対しまして、その御功績を称えるとともに、関係者の皆さんにも感謝を申し上げたところでございます。

11月4日には、知事と市町村長との意見交換会に出席し、地方自治体における広域連携の推進について意見交換を行いました。

続いて、11月5日には、安全・安心の道づくりを求める全国大会、翌6日には、九州地方国道整備促進総決起大会に出席し、長期安定的に道路整備が進められるよう、道路整備の必要性を関係機関に強く要望してまいりました。

次に、11月10日から13日には、災害復旧事業全国大会や全国治水砂防促進大会などに出席をし、災害時の被害の防止、軽減する事前防災対策の推進を図るとともに、災害復旧の促進を求め強く要望してまいりました。

11月15日には、小石副市長とともに在京由布市会総会へ出席し、由布市の近況報告や、ふるさと納税についてのPRを行いました。ふるさとに思いをはせる皆様方より、由布市へ力強いエールを頂き、心強く思った次第でございます。

次に、今回も多くの方々から大会出場と受賞報告をいただきました。10月29日に湯布院

ボーイズの皆さん、11月17日に大分県立由布高等学校の射撃部の皆さん、11月25日に由布市少年補導員パトロール隊の皆さんから、それぞれうれしい御報告をいただきました。多くの方々が多様な舞台で幅広く活躍している姿に、大変うれしく思った次第です。

最後に、5,000万以上の工事請負契約につきましては、行政報告に記載のとおりとなっております。また、1億5,000万以上の契約に係る軽微な変更につきましては、該当する案件がございませんでした。

以上、報告をいたします。

○議長（佐藤 孝昭君） 市長の行政報告が終わりました。

次に、地方自治法第125条の規定により、令和7年第3回定例会において趣旨採択されました陳情の処理経過と結果について、執行部より報告を求めます。副市長。

○副市長（小石 英毅君） 令和7年第3回定例会におきまして御審議をいただきました陳情につきまして、その処理経過、結果報告を行います。

陳情受理番号5、件名、「子どもたちが、悔いなく部活を頑張れるよう拠点校の移動に部活バスを走らせてほしい！」に関する陳情でございますが、9月の審査結果を受け、11月10日月曜日から21日金曜日までに、由布市内の中学校1年生及び2年生の全ての保護者を対象としたアンケート調査を実施し、322家庭から回答を頂きました。これらの調査から、3家庭が移動についての困りを抱え、38家庭は自分の通う中学校にやりたい部活動がないため、または送迎の負担が大きいため、他の部活動を選んでいるという実態が分かりました。

並行しまして、10月から11月の間、令和8年度から実施する予定の拠点校方式の部活動と新たに参画する可能性のある地域クラブを調査し、利用する生徒数がどれくらいあるかを算出しました。11月27日時点では、由布市内で11人の生徒が中学校区をまたいで移動するという予定であることが分かりました。

これらを基に、由布市内どこに住んでいても、できるだけ生徒がやってみたい種目に参加しやすい環境づくりに努めてまいります。

さらに、公共交通利用時の補助として、就学援助を受けている家庭に対する移動費の補助の在り方についても検討を進めてまいります。

以上、引き続き、持続可能な送迎支援の制度設計を構築してまいります。

○議長（佐藤 孝昭君） 陳情の処理経過と結果報告が終わりました。

日程第4. 市長の所信表明

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、日程第4、市長から所信表明をしたい旨の申し出がありますので、発言を許します。市長。

○市長（相馬 尊重君） 令和7年第4回由布市議会定例会の開会に当たり、議会の御審議に先立ちまして、私の市政に対する所信の一端を申し述べ、市民の皆様並びに議員の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

ここに、市民の皆様の温かい御支援と議員各位の深い御理解、御協力を賜り、引き続き由布市政を担わせていただくことになりました。この3期目の重責を深く心に刻み、これまでの2期8年の経験を基に、この4年間で由布市の未来に向けた重要な4年間と位置づけ、市民の皆様とともに歩いていく決意をここに表明させていただきます。

由布市を取り巻く環境は、人口減少、少子高齢化、そして度重なる自然災害のリスクなど、依然として厳しい状況にあります。しかし、この豊かな自然と文化こそが、私たちの何物にも代え難い誇りであります。この財産を守り、この地で暮らす全ての市民の皆様が、誇りと希望を持てる未来を創造するため、次の5つの思いを市政運営の柱とし、その実現に向けて邁進をいたしてまいります。

この5つの思いを具現化するために取り組む施策を「市民と結ぶ7つの約束」としてまとめ、皆様への公約といたしました。これは、今の由布市にとって要となる市民生活優先の取組だと考えております。

まず1番目として、安全安心で快適なまちづくり。「命と生活を守り、安心して暮らせる基盤を築く」をサブテーマとして、市民の皆様が平穏で幸せな生活を送るため、市民生活優先の取組を推進してまいります。

約束の1、安全安心を基本に住みよいまちづくりに努めてまいります。災害からの復旧復興に全力を尽くすとともに、防災告知システムの充実など、国土強靱化の取組を着実に進めてまいります。また、老朽化した社会インフラの整備、改修を計画的に進めてまいります。

約束の2、利用しやすい公共交通の充実を実現してまいります。これからも地域で暮らし続けるために、交通弱者に寄り添いながら、社会環境の変化に即した持続可能な公共交通の在り方を念頭に、誰もが暮らしやすい由布市をつくってまいります。

2番目の思い、人を育むまちづくり。「世代が輝き、未来の笑顔を育む」をサブテーマとして、将来を担う人を育むため、学び、心身を豊かにするまちづくりを推進してまいります。

約束の3、子育て応援日本一を目指し、人を育むまちづくりに努めてまいります。働きやすい、子育てしやすい由布市であるため、今後も市民ニーズに沿った保育待機児童数ゼロを維持し、高校生までの医療費の無償化、学校給食費の無償化といった現行の施策により、子育て環境が進み、子育て世代の転入が増加傾向にあることから、今後もさらなる子育て環境の充実に努め、学校子ども支援センターやICT環境の整備とともに、幼小中学校の改修整備、特に体育館の空調設備の整備を計画的に進めてまいります。

3つ目の思い、医療福祉のまちづくりは「健康寿命と安心を地域で支え合う」をサブテーマとして、誰もが生きがいを持ち、安心して暮らせる地域社会の実現を目指してまいります。

約束の4、由布市型地域包括ケアシステムの構築を目指してまいります。少子高齢化に起因する様々な課題への対処として、保健、医療、介護の連携など、多様な支援が必要です。安心して生活を送ることができる地域をつくれるよう、関係機関と一体となった総合的かつ必要な支援の推進に努めてまいります。

約束の5、住む人の健康がまちをつくります。お茶の間サロンなど高齢者の通いの場を通じた健康づくりを図り、健康マイレージ事業など健康立市の取組をさらに推進し、市民一人一人の健康寿命延伸に努めてまいります。

4つ目の思い、産業振興のまちづくり。「地域資源を磨き上げ、活力を生み出す」をサブテーマとして、由布市の魅力を最大限に生かした地域に活力をもたらす産業の創出に取り組んでまいります。

約束の6、よりたくましい経済活動を展開するため、皆様と共に協同し、地域の活力を創出してまいります。豊かな自然環境を守りながら、市内の観光資源をさらに磨き上げ、多くのお客様に喜んでいただける持続可能な由布市観光を目指してまいります。人材確保や情報共有を図り、地場産業を応援して、農業と観光の連携、地域資源の活用、地域経済の進展など地域創生の取組を前進させてまいります。また、由布市から優秀な大分和牛を送り出すため、畜産経営者にも支援をしてまいりたいと考えております。

5つ目の思い、未来へ持続可能な行政運営。「対話と革新で公正公平で信頼される市政へ」をサブテーマとして、市民の皆様の負託に応える効率的かつ透明性の高い行政運営を追求してまいります。

約束の7、緑豊かな美しい由布市を守り、潤いのある生活環境を創出します。緑の持つ役割は市民生活に多くの恩恵をもたらしています。水源の涵養や災害の防止、レクリエーションの場の提供、また地域特有の景観や文化の保全に取り組んでまいります。この環境保全をはじめとする全ての施策を支えるため、行政内部のデジタル化、DXの推進による業務の効率化や、市民との対話に基づく財政の健全化を徹底して、持続可能な行政運営を確立してまいります。

最後に、私のこの3期目の市政運営は、これまで培ってきた市民の皆様との信頼関係を基に、この5つの思いと7つの約束を実現するため、未来への責任を果たす新たな挑戦となります。総合計画にも示されている人とのつながりを重要視し、市民一人一人が輝き、子どもたちが未来に希望を持って、住みよさ日本一の由布市を共に築き上げていくことを、心より議員の皆様方にもお願いを申し上げます。市民の皆様深い御理解とさらなる御協力、また議員各位の御理解と御支援を賜りたく、3期目の就任に当たりましての所信表明とさせていただきます。どうぞよろし

くお願いをいたします。

○議長（佐藤 孝昭君） 市長の所信表明が終わりました。

日程第5. 請願について

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、日程第5、請願についてを議題といたします。

議会事務局長に請願の朗読を求めます。議会事務局長。

○事務局長（工藤 由美君） 議会事務局長です。

それでは、お手元の請願文書表により朗読いたします。

なお、請願者、紹介議員の氏名につきましては、敬称を略させていただきます。

受理番号7、件名、「有害鳥獣捕獲報奨金の増額」に関する請願書。請願者、由布市挾間町、一般社団法人JAPANハンティング協会、代表理事三重野丈一。紹介議員、長谷川建策。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝昭君） ただいまの請願1件につきましては、会議規則第141条の規定により、タブレットに掲載をしております請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託をいたします。

日程第6. 報告第34号

日程第7. 報告第35号

日程第8. 報告第36号

日程第9. 報告第37号

日程第10. 報告第38号

日程第11. 報告第39号

日程第12. 報告第40号

日程第13. 報告第41号

日程第14. 報告第42号

日程第15. 報告第43号

日程第16. 報告第44号

日程第17. 報告第45号

日程第18. 報告第46号

日程第19. 議案第97号

日程第20. 議案第98号

日程第21. 議案第99号

日程第22. 議案第100号

日程第23. 議案第101号

日程第24. 議案第102号

日程第25. 議案第103号

日程第26. 議案第104号

日程第27. 議案第105号

日程第28. 議案第106号

日程第29. 議案第107号

日程第30. 議案第108号

日程第31. 議案第109号

日程第32. 議案第110号

日程第33. 議案第111号

日程第34. 議案第112号

日程第35. 議案第113号

日程第36. 議案第114号

日程第37. 議案第115号

日程第38. 議案第116号

日程第39. 議案第117号

日程第40. 議案第118号

日程第41. 議案第119号

日程第42. 議案第120号

日程第43. 議案第121号

日程第44. 議案第122号

日程第45. 議案第123号

日程第46. 議案第124号

日程第47. 議案第125号

日程第48. 議案第126号

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、本定例会に提出されました報告第34号から、報告第46号までの報告13件、議案第97号から、議案第126号までの議案30件について、一括上程いたします。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（相馬 尊重君） それでは、上程されました議案につきまして、一括して提案理由を御説明いたします。

本定例会で審議をお願いいたします案件は、報告13件、議案30件でございます。

初めに、報告第34号から報告第45号までの専決処分の報告については、固定資産税の法定相続人を誤って認定し、不必要な手続等を行わせたことによる和解及び損害賠償の額を、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したことについて、同条第2項の規定により報告するものでございます。

この件につきましては、職員の事務的なミスにより損害賠償を生じる事態となり、市民の皆様、また議会の皆様に対して、市政を預かる者として心よりおわびを申し上げます。今後このようなことのないよう、再発防止に努めた取組を行ってまいります。御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、報告第46号、例月出納検査の結果に関する報告については、監査委員による報告となりますので、代表監査委員からの報告となります。

次に、議案第97号、所有権移転登記手続請求事件に関する和解について。大分地方裁判所に継続中であります裁判において、大分地方裁判所より和解勧告がなされたことから、相手方と裁判上の和解を行うため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第98号、第三次由布市総合計画（基本構想・基本計画）の策定については、由布市議会の議決事件に関する条例第2条第2号の規定に基づき、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、策定する次期総合計画の基本構想、基本計画について、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第99号、由布市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により改正されました児童福祉法第34条の16の規定により、所要の条例整備を行うものでございます。

次に、議案第100号、由布市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正については、子ども医療費の助成に係る支給事務において個人番号の利用等を目的に、所要の改正を行うことによるものでございます。

次に、議案第101号、由布市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、特別職の職員で常勤のものの給与、期末手当の改正に鑑み、由布市議会議員の期末手当の額を改正するため、本条例の改正を行うことによるものでございます。

次に、議案第102号、由布市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正については、一般職の職員の給与改正に準じて、特別職の職員で常勤のものの給与、期末手当を改正するため、本条例の改正を行うことによるものでございます。

次に、議案第103号、由布市職員の給与に関する条例の一部改正については、人事院勧告及び大分県人事委員会勧告に鑑み、職員の給与を改正するため、本条例の改正を行うことによるものでございます。

次に、議案第104号、由布市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、児童福祉法の一部を改正する法律の施行による、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、改正するものでございます。

次に、議案第105号、由布市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令による、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第106号、由布市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う、こども家庭庁関係内閣府令の設備に関する内閣府令による、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例を改正するものでございます。

次に、議案第107号、由布市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正については、大分県子ども医療費助成事業の見直しに伴い、改正するものでございます。

議案第108号、由布市子ども及び高校生等医療費助成事業基金条例の一部改正については、大分県子ども医療費助成事業の見直しに伴い、議案第107号を改正したことにより、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第109号、由布市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正については、安定的なし尿収集運搬体制の継続を目的に、し尿及び浄化槽汚泥の処理手数料を改め、併せてごみ処理体制の維持及び受益者負担の適正化を目的に、可燃物の処理手数料を改めるとともに不燃ごみの処理手数料を定めるため、条例を改正するものでございます。

次に、議案第110号、由布市みことピア条例の一部改正については、由布市みことピア内の施設「由布市庄内ほのぼの温泉館」の休館日及び開館日を見直し、効率的な施設運営体制を整備するため、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第111号、由布市乙丸温泉館条例の一部改正については、乙丸温泉館の安定的な運営を図るため、一般入浴者の利用料金の改正を行うものでございます。

次に、議案第112号、由布市火災予防条例の一部改正については、林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等によって、林野火災予防の実効性を高めることを目的に改正するものでございます。

次に、議案第113号、由布市湯布院福祉センターの指定管理者の指定については、本施設の指定管理期間が令和8年3月末日をもって終了することに伴い、指定管理者選定委員会の審査を経て、指定管理者候補者として、社会福祉法人由布市社会福祉協議会が選定されましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者として指定するため議会の議決を求めらるるものでございます。

次に、議案第114号、由布市観光情報発信拠点施設「由布市ツーリストインフォメーションセンター」の指定管理者の指定については、本施設の指定管理期間が令和8年3月末日をもって終了することに伴い、指定管理者選定委員会の審査を経て、指定管理者候補者として、一般社団法人由布市まちづくり観光局が選定されましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者として指定するため議会の議決を求めらるるものでございます。

次に、議案第115号、由布市里の駅陣屋市場の指定管理者の指定については、本施設の指定管理期間が令和8年3月末日をもって終了することに伴い、指定管理者選定委員会の審査を経て、指定管理者候補者として、挾間町農村女性陣屋市場組合が選定されましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者として指定するため議会の議決を求めらるるものでございます。

次に、議案第116号、由布市地域活性化拠点施設「おおつる交流センター」の指定管理者の指定については、本施設の指定管理期間が令和8年3月末日をもって終了することに伴い、指定管理者選定委員会の審査を経て、指定管理者候補者として、大津留まちづくり協議会が選定されましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者として指定するため議会の議決を求めらるるものでございます。

次に、議案第117号、由布市湯平ふれあいホールの指定管理者の指定については、本施設の指定管理期間が令和8年3月末日をもって終了することに伴い、指定管理者選定委員会の審査を経て、指定管理者候補者として、湯平区が選定されましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者として指定するため議会の議決を求めらるるものでございます。

次に、議案第118号、由布市乙丸温泉館の指定管理者の指定については、本施設の指定管理期間が令和8年3月末日をもって終了することに伴い、指定管理者選定委員会の審査を経て、指定管理者候補者として、乙丸区が選定されましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者として指定するため議会の議決を求めらるるものでございます。

次に、議案第119号、大分市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議については、地方自治法第244条の3第2項の規定に基づき、大分市が設置する地域子育て支援拠点11か所及びスポーツ施設1か所を、由布市の住民の利用に供させることについて議会の議決を求めらるるものでございます。

次に、議案第120号、別府市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議については、地方自治法第244条の3第2項の規定に基づき、別府市が設置する別府市立図書館等複合施設及び地域子育て支援拠点3か所を、由布市の住民の利用に供させることについて議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第121号、令和7年度由布市一般会計補正予算（第5号）は、歳入歳出それぞれ6億3,011万8,000円を追加し、予算の総額を270億597万9,000円にお願いするものでございます。

歳入では、地方特例交付金や国庫・県支出金、地方債などの特定財源の増額が主なものでございます。

歳出では、ゆのひらんプロジェクト、湯平地域まちづくり協議会に対し、協議会に寄附されたふるさと納税を活用して、湯平温泉の特産ブランドとして「ゆのひらんアイス」を全国に発信できるように、ふるさと納税の返礼品やお客様のニーズに合った商品を提供するよう機器整備を行うため、地域まちづくり活動推進交付金を計上し、湯平地域の活性化に向けて協議会の取組を支援してまいります。また、スポーツ技術の向上や、スポーツイベントなどを通じて選手との交流や地域の活性化につながることを目的として、昨年度に引き続いて明治大学射撃部と、新たに國學院大學陸上部の合宿を誘致するため、大分県スポーツ合宿誘致推進協議会負担金を計上いたしております。このほか、用地取得に伴う湯平温泉復興まちづくり推進事業、石城小学校大規模改造工事に向けて小学校施設整備事業、現在進めております挾間中学校屋内運動場大規模改造変更工事に伴う中学校施設整備事業や、災害復旧に向けて農業用施設災害復旧費及び公共土木施設災害復旧費等の追加計上をいたしております。

なお、議案第101号、102号及び議案第103号で、給与等の条例の一部改正を提出しておりますが、各科目の給与管理費において給与改定に伴う給与及び期末勤勉手当の調整等をさせていただきます。

また、繰越明許費として、道の駅ゆふいん整備管理事業など追加11件、債務負担行為補正につきましても、由布市議会だより印刷製本費など6件の追加をお願いしております。

地方債は追加1件、変更8件の補正となっております。

次に、議案第122号、令和7年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出にそれぞれ384万2,000円を追加し、予算総額を39億8,087万3,000円にお願いするものでございます。

歳入では国庫支出金、県支出金及び繰入金、歳出では総務費、保険給付費及び諸支出金をそれぞれ増額するものでございます。

次に、議案第123号、令和7年度由布市介護保険特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出

それぞれ1,705万8,000円を増額し、予算総額を43億8,006万9,000円にお願いするものでございます。

主な内容としましては、歳入では一般会計繰入金を、歳出では保険給付費の高額介護サービス費を増額するものでございます。

次に、議案第124号、令和7年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算にそれぞれ93万2,000円を追加し、予算総額を6億8,087万9,000円にお願いするものでございます。

歳入では繰入金及び国庫支出金を、歳出では総務費をそれぞれ増額するものでございます。

次に、議案第125号、令和7年度由布市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）は、収益的予算の収入及び支出をそれぞれ増額するものでございます。

次に、議案第126号、令和7年度由布市水道事業会計補正予算（第3号）は、収益的予算では支出を増額し、資本的予算では収入及び支出をそれぞれ増額するものでございます。

私からの説明は以上でございます。詳細につきましては、担当課長より説明をいたします。何とぞ慎重なる御審議の上、御賛同いただきますようお願いをいたします。

○議長（佐藤 孝昭君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

次に、報告第46号について報告を求めます。大塚代表監査委員。

○代表監査委員（大塚 裕生君） 代表監査委員の大塚です。

それでは、報告第46号について御報告申し上げます。

報告第46号、例月出納検査の結果に関する報告について。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果に関する報告を別紙のとおり提出する。

令和7年12月4日提出、由布市代表監査委員、大塚裕生。

地方自治法第235条の2第1項の規定により、令和7年7月分、8月分、9月分の例月出納検査をそれぞれ8月25日、9月25日、10月29日に実施いたしました。

検査の対象は、会計管理者と企業出納員の保管する各月末日現在の現金のあり高と出納状況です。現金のあり高、出納関係諸帳票の計数の正確性の検証と現金の出納事務が適正に行われているかを検査いたしました。

検査の結果、資料は諸帳票の計数と一致しており、適正に処理されていると認められました。

以上で報告を終わります。

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、報告第34号から報告第45号について、続けて報告を求めます。税務課長。

○税務課長（竹下 美佳君） 税務課長です。

報告第34号の詳細説明を申し上げます。

報告第34号、専決処分報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めたことについて、同条第2項の規定により報告する。

令和7年12月4日提出、由布市長。

次のページをお願いします。

令和7年11月11日付専決処分を行いました。専決処分書を添付しております。

次のページを御覧ください。

和解及び損害賠償の額を定めることについて。当事者は記載のとおりです。

事件概要ですが、令和7年7月24日に、甲が乙を誤って法定相続人と認定し、相続放棄申請手続を案内したため、乙が本来必要のなかった同手続を行ったことにより、乙に同手続に要する諸経費の損害を与えた。

和解条件につきましては、甲は乙に対し、本件損害に係る一切の損害賠償金の支払い義務があることを認め、損害賠償額を9,240円と定めたものでございます。

続いて、報告第35号です。

報告第35号、専決処分報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めたことについて、同条第2項の規定により報告する。

令和7年12月4日提出、由布市長。

次のページをお願いいたします。

令和7年11月11日付専決処分を行いました。専決処分書を添付しております。

次のページをお願いいたします。

和解及び損害賠償の額を定めることについて。当事者及び事件概要については記載のとおりです。

和解条件につきましては、甲は乙に対し、本件損害に係る一切の損害賠償金の支払い義務があることを認め、損害賠償額を450円と定めたものでございます。

続いて、報告第36号です。

報告第36号、専決処分報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めたことについて、同条第2項の規定により報告する。

令和7年12月4日提出、由布市長。

次のページをお願いいたします。

令和7年11月11日付専決処分を行いました。専決処分書を添付しております。

次のページを御覧ください。

和解及び損害賠償の額を定めることについて。当事者及び事件概要は記載のとおりです。

和解条件につきましては、甲は乙に対し、本件損害に係る一切の損害賠償金の支払い義務があることを認め、損害賠償額を450円と定めたものでございます。

続いて、報告第37号です。

報告第37号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めたことについて、同条第2項の規定により報告する。

令和7年12月4日提出、由布市長。

次のページをお願いいたします。

令和7年11月11日付で専決処分を行っております。専決処分書を添付しております。

次のページを御覧ください。

和解及び損害賠償の額を定めることについて。当事者及び事件概要は記載のとおりです。

和解条件につきましては、甲は乙に対し、本件損害に係る一切の損害賠償金の支払い義務があることを認め、損害賠償額を1万9,770円と定めたものでございます。

続いて、報告第38号です。

報告第38号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めたことについて、同条第2項の規定により報告する。

令和7年12月4日提出、由布市長。

次のページを御覧ください。

令和7年11月11日付専決処分を行いました。専決処分書を添付しております。

次のページをお願いいたします。

和解及び損害賠償の額を定めることについて。当事者は記載のとおりです。

事件概要ですが、令和7年4月10日に、甲が乙を誤って法定相続人と認定し、相続放棄申請手続を案内したため、乙が本来必要のなかった同手続を行ったことにより、乙に同手続に要する諸経費の損害を与えた。

和解条件につきましては、甲は乙に対し、本件損害に係る一切の損害賠償金の支払い義務があることを認め、損害賠償額を9,650円と定めたものでございます。

続いて、報告第39号です。

報告第39号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めたことについて、同条第2項の規定により報告する。

令和7年12月4日提出、由布市長。

次のページを御覧ください。

令和7年11月11日付専決処分を行いました。専決処分書を添付しております。

次のページをお願いします。

和解及び損害賠償の額を定めることについて。当事者及び事件概要は記載のとおりです。

和解条件につきまして、甲は乙に対し、本件損害に係る一切の損害賠償金の支払い義務があることを認め、損害賠償額を8,200円と定めたものでございます。

続いて、報告第40号です。

報告第40号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めたことについて、同条第2項の規定により報告する。

令和7年12月4日提出、由布市長。

次のページをお願いします。

令和7年11月11日付専決処分を行いました。専決処分書を添付しております。

次のページをお願いします。

和解及び損害賠償の額を定めることについて。当事者及び事件概要は記載のとおりです。

和解条件につきまして、甲は乙に対し、本件損害に係る一切の損害賠償金の支払い義務があることを認め、損害賠償額を6,420円と定めたものでございます。

続いて、報告第41号についてです。

報告第41号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めたことについて、同条第2項の規定により報告する。

令和7年12月4日提出、由布市長。

次のページを御覧ください。

令和7年11月11日付専決処分を行いました。専決処分書を添付しております。

次のページをお願いします。

和解及び損害賠償の額を定めることについて。当事者は記載のとおりです。

事件概要ですが、令和7年6月9日に、甲が乙を誤って法定相続人と認定し、相続放棄申請手続を案内したため、乙が本来必要のなかった同手続を行ったことにより、乙に同手続に要する諸経費の損害を与えた。

和解条件につきまして、甲は乙に対し、本件損害に係る一切の損害賠償金の支払い義務があることを認め、損害賠償額を2万2,580円と定めたものでございます。

続いて、報告第42号です。

報告第42号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めたことについて、同条第2項の規定により報告する。

令和7年12月4日提出、由布市長。

次のページをお願いします。

令和7年11月11日付専決処分を行いました。専決処分書を添付しております。

次のページをお願いします。

和解及び損害賠償の額を定めることについて。当事者及び事件概要については記載のとおりです。

和解条件につきまして、甲は乙に対し、本件損害に係る一切の損害賠償金の支払い義務があることを認め、損害賠償額を1,020円と定めたものでございます。

続いて、報告第43号についてです。

報告第43号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めたことについて、同条第2項の規定により報告する。

令和7年12月4日提出、由布市長。

次のページをお願いします。

令和7年11月12日付専決処分を行いました。専決処分書を添付しております。

次のページをお願いします。

和解及び損害賠償の額を定めることについて。当事者及び事件概要については記載のとおりです。

和解条件につきまして、甲は乙に対し、本件損害に係る一切の損害賠償金の支払い義務があることを認め、損害賠償額を1万5,240円と定めたものでございます。

続いて、報告第44号です。

報告第44号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めたことについて、同条第2項の規定により報告する。

令和7年12月4日提出、由布市長。

次のページをお願いします。

令和7年11月12日付専決処分を行いました。専決処分書を添付しております。

次のページをお願いします。

和解及び損害賠償の額を定めることについて。当事者及び事件概要については記載のとおりです。

和解条件につきまして、甲は乙に対し、本件損害に係る一切の損害賠償金の支払い義務があることを認め、損害賠償額を1万1,100円と定めたものでございます。

続いて、報告第45号です。

報告第45号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めたことについて、同条第2項の規定により報告する。

令和7年12月4日提出、由布市長。

次のページをお願いします。

令和7年11月13日付専決処分を行いました。専決処分書を添付しております。

次のページをお願いします。

和解及び損害賠償の額を定めることについて。当事者及び事件概要については記載のとおりです。

和解条件につきまして、甲は乙に対し、本件損害に係る一切の損害賠償金の支払い義務があることを認め、損害賠償額を6万8,520円と定めたものでございます。

以上、報告第34号から報告第45号に係る案件につきまして、関係する皆さんに多大な御迷惑をおかけしてしまったこと、また賠償金について貴重な市の財源から支払うことになってしまったことを深くおわびいたします。

以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） ここで暫時休憩いたします。再開は11時15分といたします。

午前11時02分休憩

.....

午前11時15分再開

○議長（佐藤 孝昭君） 再開いたします。

次に、ただいま上程されました議案について、詳細説明を求めます。

まず、議案第97号について詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（古長 誠之君） 総務課長です。

議案第97号について詳細説明をいたします。

議案第97号、所有権移転登記手続請求事件に関する和解について。

大分地方裁判所に係属中の事件について、次のとおり裁判上の和解を行いたいのので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月4日提出、由布市長。

次のページを御覧ください。

事件名と相手方は記載のとおりでございます。

対象物件は、由布市挾間町向原字田久保174番2の土地で、登記面積105.41平米の宅地であります。

事件の概要及び和解条項は記載のとおりでございますが、内容につきまして、要約し説明をさせていただきます。

当該裁判については、由布市所有の土地の上に建築されている建物の所有者から、時効取得による土地の所有権移転を求める訴えが大分地方裁判所に提起されたものであり、7回の口頭弁論を経て裁判所より和解勧告がなされたため、和解に応じることとしたいものであります。

なお、和解内容につきましては、対象物件を相手方に169万4,781円で売却するという内容になっております。

なお、和解条項中の(2)や(3)の記載が「令和8年〇月〇日限り」となっている部分につきましては、最終的に和解が結審し決まる日付となっており、現時点では〇表示による日付抜きで表記をしておる状況でございます。

詳細説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、議案第98号について詳細説明を求めます。総合政策課長。

○総合政策課長兼地方創生推進室長（米津 康広君） 総合政策課長です。

議案第98号について詳細説明を申し上げます

議案第98号、第三次由布市総合計画（基本構想・基本計画）の策定について。

第三次由布市総合計画を別紙のとおり策定したいので、由布市議会の議決事件に関する条例第2条第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年12月4日提出、由布市長。

6ページ以降からになりますが、第三次由布市総合計画の体系を中心に概要の御説明を申し上げます。

まず、総合計画の構成ですが、由布市が今後10年間にわたって進めるまちづくりの目標や基本理念、施策の体系等を示した基本構想・基本計画と、その中で由布市が今後5年間に特に重点に取り組む重点プロジェクトについて、その目標や推進体制、KPI等を示した、現在作成中でございますが、総合戦略と、今後3年間の由布市の事務・事業計画を示した庁内システムで運用している実施計画の3部構成となっております。

また、基本構想で定めるまちづくりの目標や施策の体系、総合戦略で定める重点プロジェクトは、由布市の資源、強みを効果的に生かしたまちづくりを推進するものとしております。なお、今回御審議いただきますのは、基本構想と基本計画になります。

まちづくりの目標といたしましては、10ページ目になるのですが、第一次、第二次総合計画で由布市の目指す将来像としておりました、「地域自治を大切にしたい住み良き日本一のまち・由布市」を継承しつつ、人のつながりを大切にしたい新たなまちづくりの目標として「人とつながり、未来を創る住み良き日本一のまち・由布市」とし、第三次由布市総合計画に掲げる施策の取組を進めることで、10年後の将来計画人口3万1,000人を目指すこととしております。

基本構想では、まちづくりの目標の実現に向けた取組を6つの施策テーマに大別し、設定し、テーマごとに施策目標や施策の柱等を示しております。基本計画としての重点プランは、基本構想6つの項目に対応する形で13の重点プロジェクトを設定し、各プロジェクトの実施に当たっては施策を分野横断的に取り組むこととしております。

なお、策定に当たりましては、市民意識調査や挟間、庄内、湯布院地域でのタウンミーティング、市民ワークショップ、市民説明会、パブリックコメントを実施し、庁内ワーキンググループや市民代表者や学識経験者による審議会を設置し、市民の皆様と共に庁内一丸となって計画内容について検討を進めてきました。

この第三次総合計画は、今後のまちづくりの指針を示すものです。この計画に基づき市民、企業の皆様のみならず、地域外の協力者の皆様と共に由布市のまちづくりに取り組んでまいります。

なお、今回提案させていただきました議案の資料におきまして、市長の挨拶が空欄となっておりますことの説明をさせていただきます。

今回御審議いただきます内容につきましては、基本構想と基本計画であり、その中には当然市長の基本的な考え方が盛り込まれております。市長の挨拶欄については、第一次、第二次由布市総合計画におきましても、発刊に当たっての挨拶として掲載させていただいております。今回も議案を議決いただいた後で、発刊する際には市長の挨拶として掲載をさせていただく予定であります。しかしながら、今回刊行するに当たっての体裁として、今回お示しするつもりでしたが、議案の内容とは直接的な関係がないことから、提出議案の資料の体裁としては空欄になってあることをおわび申し上げます。

以上で詳細説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、議案第99号について詳細説明を求めます。子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤川 祐子君） 子育て支援課長です。

議案第99号について詳細説明をいたします。

議案第99号、由布市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定に

ついて。

由布市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を別記のように定める。

令和7年12月4日提出、由布市長。

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律により改正された児童福祉法第34条の16の規定により、令和8年度より事業開始が義務とされております乳児等通園支援事業の適切な実施を確保するために、その整備及び運営の基準を市として定めるものでございます。

次のページを御覧ください。

まず、由布市乳児等通園支援制度とは、こども未来戦略に基づき新たに創設されることとなった通称「誰でも通園制度」と呼ばれる事業になります。全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な生育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭について多様な働き方やライフスタイルにかかわらず支援を強化するもので、生後6か月から3歳未満の未就園児を月10時間を上限に保育施設に預けられる制度となります。

条例の主なものとしたしまして、第1章は、条例全体の総則として、目的、定義、実施主体の責務、虐待等の禁止、秘密保持と基本的な事項を定めております。

第2章は、由布市乳児等通園支援事業を保育所等とは別に、同事業の定員を設け受入れを行う一般型乳児等通園支援事業と、保育所等の空き定員の範囲内で受入れを行う余裕活用型乳児等通園支援事業の2つの区分と、その具体的な基準を定めております。

以上で詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、議案第100号から議案第103号について、続けて詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（古長 誠之君） 総務課長です。

議案第100号について詳細説明をいたします。

議案第100号、由布市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について。

由布市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和7年12月4日提出、由布市長。

次のページを御覧ください。

一部改正の内容につきましては、由布市子ども医療費の助成に関する事務において、別表1と別表2中に個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する事務として取扱いを行えるようにすること。

4ページ目になりますが、幼稚園授業料無償化に伴い、別表3中の取扱い事務から削除するた

め、所要の改正を行うことが改正内容となっております。

施行日につきましては、交付の日から施行し、別表1及び別表2については、令和8年4月1日から施行することとなっております。

改正内容の条項を示したページ5に新旧対照表を添付しておりますので、御参照ください。

次に、議案第101号について詳細説明をいたします。

議案第101号、由布市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について。由布市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和7年12月4日提出、由布市長。

次のページをお願いします。

改め文ですが、第1条につきましては、令和7年12月支給分の期末手当を0.05月分引き上げる改正を行うものです。

第2条につきましては、第1条で引き上げました支給月数を令和8年4月1日以降、6月と12月の支給月に均等に振り分け、それぞれの支給月数を1.625月とし、年間合計で3.25月とする改正を行うものでございます。

附則において、第1条の規定は令和7年12月1日から適用し、第2条の規定は令和8年4月1日から施行することとしております。

次のページ以降に新旧対照表を掲載をしておりますので、御参照をいただければと思っております。

次に、議案第102号について詳細説明をいたします。

議案第102号、由布市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正について。由布市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和7年12月4日提出、由布市長。

次のページをお願いします。

改め文ですが、本条例の改正につきましても議案第101号と同内容となっており、特別職の職員で常勤のものの期末手当の支給月数を0.05月分引き上げ、年間合計で3.25月とする改正を行うものでございます。

附則において、施行期日等を定めております。

次のページ以降に新旧対照表を掲載しておりますので、こちらも御参照をいただければと思っております。

次に、議案第103号について詳細説明をいたします。

議案第103号、由布市職員の給与に関する条例の一部改正について。

由布市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和7年12月4日提出、由布市長。

次のページをお願いいたします。

改正内容ですが、第1条につきましては、職員及び定年前再任用短時間勤務職員に係る令和7年12月支給分の期末勤勉手当をそれぞれ0.05月分引き上げる改正を行うものです。

期末手当については、職員が1.25月を1.275月、定年前再任用短時間勤務職員にあっては0.70月を0.725月とするものです。

勤勉手当については、職員が1.05月を1.075月に、定年前再任用短時間勤務職員にあっては0.50月を0.525月とするものです。

また、大分県人事委員会勧告に鑑みて、給料表を改めるものでございます。

7ページへ進んでいただいて、9ページ目の第2条でございますが、第1条に引き上げました期末勤勉手当の支給月数を令和8年4月1日以降、6月と12月の支給月に均等に振り分け、職員の期末手当についてはそれぞれの支給月数を1.2625月とし、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当についてはそれぞれの支給月数を0.7125月とするものです。

また、職員の勤勉手当については、それぞれの支給月数を1.0625月とし、定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当については、それぞれの支給月数を0.5125月とするものです。

これにより、期末勤勉手当の年間合計は、職員にあっては4.65月、定年前再任用短時間勤務職員にあっては2.45月とする改正になっております。

次のページの附則において、第1条の規定は令和7年4月1日から適用し、第2条の規定は令和8年4月1日から施行することとしております。

その次のページ以降に新旧対照表を掲載をしておりますので、御参照ください。

詳細説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、議案第104号から議案第108号について、続けて詳細説明を求めます。子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤川 祐子君） 子育て支援課長です。

議案第104号から議案第108号について詳細説明をいたします。

議案第104号、由布市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

由布市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和7年12月4日提出、由布市長。

児童福祉法の一部を改正する法律の施行による、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設の運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

新旧対照表を御覧ください。

第25条、虐待等の禁止について、これまで児童養護施設等においては、虐待の事実気づいた際の通報義務を定めておりましたが、保護者と離れた環境下において児童に保育や居場所の提供支援を行う保育所等の施設、事業を通報義務の対象として追加する規定の整備が行われました。虐待に当たる行為を定めている児童福祉法第33条の10に第2項、第3項が新設されたことに伴う改正でございます。

続きまして、議案第105号、由布市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

由布市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和7年12月4日提出、由布市長。

児童福祉施設の整備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正をする内閣府令による、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

新旧対照表を御覧ください。

13条、虐待等の禁止については、議案第104号と同じく、虐待等に当たる行為を定めている児童福祉法第33条の10に第2項、第3項が新設されることに伴い改正するものでございます。

18条、利用乳幼児及び職員の健康診断については、各保育所等における子どもの健康管理の円滑な実施を資するよう、母子保健法第12条または13条に規定する健康診査の内容が保育所等の健康診査の内容に相当すると認められ、かつ保育所長等がその結果を把握できるときには、当該健康診断を行うことができないように改正するものでございます。

続きまして、議案第106号について詳細説明を行います。

議案第106号、由布市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

由布市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和7年12月4日提出、由布市長。

新旧対照表を御覧ください。

第13条、虐待の禁止について、議案第104号と同じく虐待等に当たる行為を定めている児童福祉法第33条の10に、第2項、第3項が新設されることに伴う改正でございます。

続きまして、議案第107号について詳細説明をいたします。

議案第107号、由布市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について。

由布市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和7年12月4日提出、由布市長。

県内18市町村で高校生等年代までの医療費助成が改正された大分県こども医療費助成事業の見直しに伴い、子ども医療費と高校生医療費を一体化し、市民の利便性を図るため由布市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正をするものでございます。

新旧対照表を御覧ください。

まず、こども家庭庁からの依頼に基づき、大分県こども医療費助成事業実施要項における子ども表記が平仮名表記になったことから、由布市の子ども医療費の助成に関する条例内の子ども表記も平仮名に改正し、第2条の定義では第1号、15歳までを18歳までに、第4号に高校生等の定義を追加し、第10号に助成対象保険給付については高校生等年代までの入院及び通院に関する保険給付としております。

第3条の助成対象者は、第1号由布市内に住所を有する子どもの規定に、高校生等医療費の規定にありました、就学等の理由により市内から転出した場合はその保護者が市内に住所を有し転出先の自治体が高校生等医療助成を行っていないことを追加しております。

第4条の2、一部負担金につきましては、由布市の現状に合わせる形で削除とする改正でございます。

附則として、改正した条例の施行日は令和8年4月1日とし、由布市高校生等医療費の助成に関する条例の廃止、経過措置を記載しております。

議案第108号、由布市子ども及び高校生等医療費助成事業基金条例の一部改正について。

由布市子ども及び高校生等医療費助成事業基金条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和7年12月4日提出、由布市長。

大分県こども医療費助成事業の見直しに伴い、条例第107号を改正することにより所要の改正をするものでございます。

新旧対照表を御覧ください。

議案第107号において、子どもの定義を満18歳に達する以後における最初の3月31日までと改正しておりますので、そちらに合わせるための改正になります。

以上で詳細説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、議案第109号について詳細説明を求めます。環境課長。

○環境課長心得（小俣 功君） 環境課長心得です。

議案第109号について詳細説明いたします。

議案第109号、由布市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について。

由布市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和7年12月4日提出、由布市長。

し尿及び浄化槽汚泥の処理手数料の改定については、由布市からし尿処理、し尿収集運搬について許可を受けている事業者より、連名で手数料の値上げについての要望書が提出されたことによります。近年の人件費や物価の高騰に加え、合併浄化槽の普及に伴いし尿のくみ取件数が減少しており、事業者の安定的な事業継続が厳しくなっております。この状況に対応するため、くみ取料金の基準となる市の手数料の改定を行うものであります。

4ページ目の新旧対照表を御覧ください。

区分の一般家庭について、従来は1リットルにつき9円35銭であったところを11円に改正いたします。下段の仮設トイレについても同じ形で改正を行います。その下にあります、市長と特に契約したものの区分については自衛隊駐屯地に係る区分になります。こちらについては18リットル単位での記載となっておりますが、一般のくみ取に合わせる形で改正を行います。

次に、由布市指定有料ごみ袋の価格改定についてです。近年の物価高騰によりごみ袋の作成費用が値上がりしています。加えて、福宗環境センターと佐野清掃センターの老朽化に伴い、新たに建設される新環境センターの建設費負担金及びごみ中継施設の建設費などのごみ処理費用の増大が主な原因でございます。また、昨年1月に開催された由布市議会とジュニアリーダーズクラブとの意見交換会でも提言がありました、裂けやすいといった苦情が多かったごみ袋の材質についても、少し厚みを持たせ伸縮性のあるものに変更をする予定です。

新旧対照表の5ページを御覧ください。

区分の家庭系廃棄物のうち、燃やせるごみを市が定期的収集により処理する場合について燃やせないごみを追加し、燃やせるごみと同じ形で有料化を行います。なお、県内で不燃ごみを有料化していない市町村は由布市と津久見市だけとなっております。また、右側の手数料欄については、10リットル相当のごみ袋を新たに追加するとともに、現在1組30枚で販売しているものを1組10枚での販売とします。価格については県内市町村の平均値での設定を行い、10枚当たりの単価で10リットルは100円、20リットルは140円から150円、30リットルは200円据置き、45リットルは250円から300円に改定を行います。

なお、令和8年4月1日を施行日としております。

詳細説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、議案第110号について詳細説明を求めます。庄内振興局長。

○庄内振興局長兼地域振興課長（佐藤 重喜君） 庄内振興局長でございます。

議案第110号につきまして詳細説明をいたします。

議案第110号、由布市みことピア条例の一部改正について。

由布市みことピア条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和7年12月4日提出、由布市長。

由布市みことピア条例に定める由布市庄内ほのぼの温泉館の効率的な施設運営の安定化を図るため、施設の休館日及び開館時間を改正するものでございます。

改正内容を新旧対照表にて御説明いたします。3ページをお願いいたします。

別表第1の休館日でございますが、毎月第2水曜日となっているのを水曜日及び12月31日から翌年1月2日までの日に改め、別表第2の開館時間でございますが、4月から9月までは午前11時から午後10時まで、10月から翌年3月までは午前11時から午後9時までとなっているのを午前11時から午後9時までに改めるものでございます。

なお、この条例は令和8年4月1日から施行することにしております。

以上で詳細説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、議案第111号について詳細説明を求めます。湯布院振興局長。

○湯布院振興局長兼地域振興課長（一野 英実君） 湯布院振興局長です。

議案第111号について詳細説明を行います。

議案第111号、由布市乙丸温泉館条例の一部改正について。

由布市乙丸温泉館条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和7年12月4日提出、由布市長。

この条例の一部改正は、由布市乙丸温泉館の安定的な運営を図るため、一般入浴者の利用料金の改定を行うものでございます。

次のページの改め文と、またその次のページの新旧対照表のとおり、一般入浴者の利用料金を1回200円から300円に改正するものでございます。

なお、附則として、この条例は令和8年4月1日から施行するものとしております。

以上で詳細説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、議案第112号について詳細説明を求めます。消防長。

○消防長（大嶋 陽一君） 消防長です。

議案第112号について詳細説明をいたします。

議案第112号、由布市火災予防条例の一部改正について。

由布市火災予防条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和7年12月4日提出、由布市長。

次のページをお願いいたします。

今回の改正の主なものは、火災予防条例に林野火災の予防に関する第3章の3を追加するものです。これにより、気象条件から山林や原野で火災の危険が高いと判断した際に、林野火災に関する警報、注意報を発することができるようにし、林野火災予防の実効性を高めるものです。

条例の施行日は令和8年1月1日としております。

新旧対照表を添付しておりますので御参照ください。

以上です。

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、議案第113号について詳細説明を求めます。福祉事務所長。

○福祉事務所長兼福祉課長（後藤 昌代君） 福祉事務所長です。

議案第113号について詳細説明をいたします。

議案第113号、由布市湯布院福祉センターの指定管理者の指定について。

由布市湯布院福祉センターの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めます。

令和7年12月4日提出、由布市長。

施設名及び所在地、由布市湯布院福祉センター、由布市湯布院町川上2863番地。指定管理者、社会福祉法人由布市社会福祉協議会会長、大野茂喜、由布市庄内町庄内原365番地1。指定管理期間、令和8年4月1日から令和12年3月31日まで。指定条件、施設の管理は指定管理協定書に基づいて行う。指定管理者が法令及び指定管理協定書に違反したときは、指定の取消または停止を行う。

由布市湯布院福祉センターの指定管理者の選定につきましては、由布市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項第2号によりまして、公募によらない候補者の選定がなされております。由布市湯布院福祉センターの施設の指定管理期間が令和8年3月末日をもって終了することに伴い、社会福祉法人由布市社会福祉協議会を指定管理者として指定し、引き続き当施設の管理運営を行うものでございます。

資料といたしまして、指定管理者選定委員会の報告書、指定管理運営業務仕様書、指定申請書、協定書（案）を添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上で詳細説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、議案第114号について詳細説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（大塚 守君） 商工観光課長です。

議案第114号について詳細説明をいたします。

議案第114号、由布市観光情報発信拠点施設「由布市ツーリストインフォメーションセン

ター」の指定管理者の指定について。

由布市観光情報発信拠点施設「由布市ツーリストインフォメーションセンター」の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和7年12月4日提出、由布市長。

施設名及び所在地、由布市観光情報発信拠点施設「由布市ツーリストインフォメーションセンター」、由布市湯布院町川北8番地5。指定管理者、一般社団法人由布市まちづくり観光局代表理事、桑野和泉、由布市湯布院町川北8番地5。指定管理期間、令和8年4月1日から令和12年3月31日まで。指定条件、施設の管理は指定管理協定書に基づいて行う。指定管理者が法令及び指定管理協定書に違反したときは、指定の取消または停止を行う。

由布市観光情報発信拠点施設「由布市ツーリストインフォメーションセンター」の指定管理者の選定につきましては、由布市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項第2号によりまして、公募によらない候補者の選定がなされております。由布市観光情報発信拠点施設「由布市ツーリストインフォメーションセンター」の施設の指定管理期間が令和8年3月末をもって終了することに伴い、令和7年8月7日に選定委員会を開催し、申請者から提出された申請書類に基づき書類審査及び面接審査等を行ったところでございます。

添付資料につきましては、資料1といたしまして指定管理者選定委員会の報告書、資料2といたしまして指定管理運営業務仕様書、指定申請書、協定書（案）を添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

詳細説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、議案第115号について詳細説明を求めます。農政課長。

○農政課長（新田 祐介君） 農政課長です。

議案第115号について詳細説明をいたします。

由布市里の駅陣屋市場の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和7年12月4日提出、由布市長。

施設名及び所在地につきましては、由布市里の駅陣屋市場、由布市挾間町挾間95番地1。指定管理者につきましては、挾間町農村女性陣屋市場組合組合長、安部しのぶ、由布市挾間町挾間95番地1。指定管理期間につきましては、令和8年4月1日から令和12年3月31日まで。指定条件につきましては、施設の管理は指定管理協定書に基づいて行う。指定管理者が法令及び指定管理協定書に違反したときは、指定の取消または停止を行う。

由布市里の駅陣屋市場の指定管理者の選定につきましては、由布市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項第2号により、公募によらない候補者の選定がなされて

おります。選定委員会では、申請者から提出された申請書類に基づき書類審査及び申請者への面接審査等を行っているところでございます。

添付資料につきましては、資料1といたしまして指定管理者選定委員会の報告書、並びに資料2といたしまして指定管理運営業務仕様書、指定申請書、協定書（案）を添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上で詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、議案第116号について詳細説明を求めます。庄内振興局長。

○庄内振興局長兼地域振興課長（佐藤 重喜君） 庄内振興局長でございます。

議案第116号につきまして詳細説明をいたします。

議案第116号、由布市地域活性化拠点施設「おおつる交流センター」の指定管理者の指定について。

由布市地域活性化拠点施設「おおつる交流センター」の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めます。

令和7年12月4日提出、由布市長。

施設名及び所在地、由布市地域活性化拠点施設「おおつる交流センター」、由布市庄内町東大津留636番地1。指定管理者、大津留まちづくり協議会会長、古長敦、由布市庄内町東大津留636番地1。指定管理期間、令和8年4月1日から令和12年3月31日まで。指定条件、施設の管理は指定管理協定書に基づいて行う。指定管理者が法令及び指定管理協定書に違反したときは、指定の取消または停止を行う。

「おおつる交流センター」の指定管理者の選定につきましては、由布市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項第2号により、公募によらない指定管理者の選定をしております。「おおつる交流センター」の拠点に活動を行っております地元の大都留まちづくり協議会を指定管理者として指定し、当施設の管理運営を行うものでございます。

資料といたしまして、指定管理者選定委員会の報告書、指定管理運営業務仕様書、指定申請書、協定書（案）を添付しております。御参照いただきたいと思います。

以上で詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、議案第117号及び議案第118号について、続けて詳細説明を求めます。湯布院振興局長。

○湯布院振興局長兼地域振興課長（一野 英実君） 湯布院振興局長です。

議案第117号及び議案第118号について詳細説明を行います。

まず、議案第117号、由布市湯平ふれあいホールの指定管理者の指定について。

由布市湯平ふれあいホールの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項

の規定により議会の議決を求める。

令和7年12月4日提出、由布市長。

施設名及び所在地、由布市湯平ふれあいホール、由布市湯布院町湯平567番地1。指定管理者、湯平区区長、如法寺正勝、由布市湯布院町湯平359番地5。指定管理期間、令和8年4月1日から令和18年3月31日まで。指定条件、施設の管理は指定管理協定書に基づいて行う。指定管理者が法令及び指定管理協定書に違反したときは、指定の取消しまたは停止を行う。

由布市湯平ふれあいホールの指定管理者の選定につきましては、由布市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項第2号によりまして、公募によらない候補者の選定がなされております。湯平ふれあいホールの指定管理期間が令和8年3月31日をもって終了いたします。引き続き湯平区を指定管理者として指定し、当施設の管理運営を行うものです。

資料といたしまして、次ページ以降に、指定管理者選定委員会の報告書、指定管理運営業務仕様書、指定申請書、協定書（案）を添付しておりますので、御参照をお願いいたします。

続きまして、議案第118号、由布市乙丸温泉館の指定管理者の指定について。

由布市乙丸温泉館の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和7年12月4日提出、由布市長。

施設名及び所在地、由布市乙丸温泉館、由布市湯布院町川上2946番地1。指定管理者、乙丸区区長、松本文男、由布市湯布院町川上3571番地。指定管理期間、令和8年4月1日から令和12年3月31日まで。指定条件、施設の管理は指定管理協定書に基づいて行う。指定管理者が法令及び指定管理協定書に違反したときは、指定の取消しまたは停止を行う。

由布市乙丸温泉館の指定管理者の選定につきましては、由布市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項第2号によりまして、公募によらない候補者の選定がなされております。乙丸温泉館の指定管理期間が令和8年3月31日をもって終了いたします。引き続き乙丸区を指定管理者として指定し、当施設の管理運営を行うものです。

資料といたしまして、次ページ以降に、指定管理者選定委員会の報告書、指定管理運営業務仕様書、指定申請書、協定書（案）を添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上で詳細説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、議案第119号及び議案第120号について、続けて詳細説明を求めます。総合政策課長。

○総合政策課長兼地方創生推進室長（米津 康広君） 総合政策課長です。

議案第119号及び議案第120号について詳細説明を申し上げます。

議案第119号、大分市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議につい

て。

地方自治法第244条の3第2項の規定に基づき、次のとおり大分市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関し協議することについて、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和7年12月4日提出、由布市長。

本議案は、大分都市広域圏において圏域全体の生活関連機能サービスの向上を目指す中で、基本連携項目として公共施設の相互利用の促進を掲げ、圏域内の体育文化施設等の相互利用を図り、圏域内の住民の利便性向上につなげていくための協議調整を行うとともに、相互利用を促進する公共施設案内、予約システムの共同利用を行っており、これまでの社会教育施設等での運用に加え、今般新たに大分市が設置する地域子育て支援拠点11か所及びスポーツ施設1か所の相互利用について協議が整ったことから、大分都市広域圏における7市1町間での協議内容を踏まえ、本市の住民の利用に供させるため地方自治法第244条の3第2項に基づき、協議について議会の議決を求めるものでございます。

利用方法につきましては、当該施設の条例、規則に定めた方法によることとし、利用に係る経費につきましては、施設の所在する大分市が負担することとなっております。

引き続き、議案第120号について詳細説明を申し上げます。

議案第120号、別府市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議について。

地方自治法第244条の3第2項の規定に基づき、次のとおり別府市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関し協議することについて、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和7年12月4日提出、由布市長。

本議案におきましても、大分都市広域圏において圏域全体の生活関連機能サービスの向上を目指す中で、基本連携項目として公共施設の相互利用の促進を掲げ、圏域内の体育文化施設等の相互利用を図り、圏域内の住民の利便性向上につなげていくための協議調整を行うとともに、相互利用を促進する公共施設案内、予約システムの共同利用を行っており、これまでの社会教育施設等の運用に加え、今般新たに別府市が設置する別府市立図書館等複合施設及び地域子育て支援拠点3か所の相互利用について協議が整ったことから、大分都市広域圏における7市1町間での協議内容を踏まえ、本市の住民の利用に供させるため地方自治法第244条の3第2項に基づき、協議について議会の議決を求めるものでございます。

利用方法につきましては、当該施設の条例、規則に定めた方法によることとし、利用に係る経費につきましては、施設の所在する別府市が負担することとなっております。

以上で詳細説明を終わります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、議案第121号について詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長（大久保 暁君） 財政課長です。

議案第121号について詳細説明をいたします。

議案第121号、令和7年度由布市一般会計補正予算（第5号）。

令和7年度由布市の一般会計補正予算（第5号）は、次の定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億3,011万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ270億597万9,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、繰越明許費の追加は、第2表繰越明許費補正による。

第3条、債務負担行為の追加は、第3表債務負担行為補正による。

第4条、地方債の追加及び変更は、第4表地方債補正による。

令和7年12月4日提出、由布市長。

1ページをお開きください。第1表歳入歳出予算補正です。3ページにかけて歳入歳出の款項ごとの補正額を記載しております。

4ページをお願いいたします。第2表繰越明許費補正です。11件の追加をお願いしております。理由といたしましては、2款道の駅ゆふいん整備管理事業は安全対策の仮囲いを新築工事が完了するまでの間、通して設置することのほうが事業費の削減につながることによるものでございます。8款急傾斜崩壊対策事業及び道路整備事業6件は、関係者との協議に不測の日数を要したため、公営住宅整備促進事業は工事契約に不測の日数を要したことによるものでございます。

10款スポーツ施設整備事業は、湯布院総合運動場に設置している変圧器更新工事において、当該製品の納期が発注から10か月を要することから工期を確保することによるものでございます。

11款農業用施設災害復旧費は、早期完了が望まれる過年災について標準工期を確保しつつ、早期発注を行うためによるものでございます。

なお、今申し上げました個別事業の繰越し理由につきまして、お配りしております令和7年度12月補正の概要の巻末にて記載をしておりますので、御参照いただければと思います。

5ページをお願いします。第3表債務負担行為補正です。由布市議会だより印刷製本費など6件を追加するもので、いずれも契約に至るまでの一連の準備行為を本年度中に行う必要があるため、債務負担行為を設定するものでございます。

6ページをお願いします。第4表地方債補正です。上段は災害対策環境整備事業の追加、中段からは緊急自動車購入事業など8件の変更をお願いをしております。変更につきましては、事業

費の増減や財源の組替えに伴うものでございまして、地方債の補正額限度額合計は3億6,370万円となります。

次に、7ページから補正予算事項別明細書となっております。

11ページをお願いします。

歳入でございますが、11款2項1目の1節新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は、固定資産税の特例措置の拡充による地方団体の減収分を補填するため交付するもので、交付額が決定したことから計上をしております。

15ページをお願いします。

20款1項1目2節の基金繰入金の財政調整基金は、本補正の収支の均衡を図るため2億7,800万1,000円を繰り入れております。その他特定財源につきましては、歳出の項目で説明をさせていただきます。

次に、16ページから歳出となります。

まず、全般的な事項として、各事業の過年度精算に伴う国庫及び県支出金の返納金を計上しているほか、エネルギー価格高騰等に伴う公共施設で使用する電気代及び燃料費の増額をしております。また、各科目内の給与費につきましては、職員給与改定に伴う給与及び期末勤勉手当の調整をいたしております。各給与管理費の説明は省略させていただきますが、巻末70ページから給与費明細書を掲載しておりますので、後ほど御参照いただければと思います。

それでは、主な事業につきまして御説明をさせていただきます。23ページをお願いいたします。

2款1項9目区分4、地域コミュニティ形成促進事業（湯布院）は、湯平地域まちづくり協議会に対し協議会に寄附されたふるさと納税を活用し、湯平温泉の物産ブランドとして「ゆのひらんアイス」を全国に発信できるよう、ふるさと納税の返礼品やお客様のニーズに合った商品提供のため機器整備を行い、湯平地域の活性化に向け協議会の取組を支援するため計上するものです。

区分6、湯平温泉復興まちづくり推進事業は、避難路整備事業を計画する上で一次避難時集合場所を市が確保することで避難路整備事業の有効性を高め、加え湯平地域の活性化の利活用を期待できることから用地取得費を計上するものです。

33ページをお願いします。

3款1項3目区分2、自立支援事業は、報酬改定やサービス利用者の増加に伴う障害福祉サービス費負担金を増額するもので、特定財源として国庫2分の1、県4分の1の負担を充当しております。

35ページをお願いします。

3款1項6目区分1、介護保険事業の介護サービス基盤整備事業費補助金は、高齢者施設の感

染拡大予防のためのゾーニング環境等の整備のため申請事業者に対する補助金となります。特定財源として、全額県支出金を充当する予定となっております。

37ページをお願いします。

3款2項2目区分4、保育所活動給付事業は、7年度実績に伴い法定価格改定及び1歳児配置改善加算の新設等に伴う施設型給付費を増額するもので、特定財源として、国庫2分の1、県4分の1の負担を充当しております。

41ページをお願いいたします。

3款2項2目区分1、生活保護費支給事業は、生活扶助費や住宅扶助費等の増額に伴う生活保護費負担の増額をするもので、特定財源として、国庫4分の3の負担金を充当しております。

43ページをお願いいたします。

4款1項2目区分1、高校生等医療助成事業は、今期インフルエンザの流行が季節を問わず流行している実態や9月までの助成実績を踏まえ増額するもので、特定財源として、県負担対象分の県補助金を充当しております。

4款1項4目区分1、予防接種推進事業は、令和7年度よりB類定期接種化に伴い助成事業を開始した高齢者帯状疱疹ワクチン接種委託料について、9月までの上半期の実績に基づき増額するものです。

45ページをお願いします。

4款2項2目区分1、新環境センター整備事業は、事業主体である大分市より令和7年度整備事業実績に伴う各市町村の負担額が確定したことにより増額するもので、なお、起債対象経費の増額により地域振興基金の繰入額を減額をいたしております。

53ページをお願いします。

9款1項3目区分1、災害対策環境整備事業は、各地で大規模な自然災害が頻発している状況を踏まえ地域単位で細分化して情報を発信できるよう国がシステム公開を予定していることから、新型受信機へ移行するためJアラート受信機整備事業を計上するものです。

59ページをお願いします。

10款2項4目区分1、小学校施設整備事業は、由布市立石城小学校の大規模改造事業の計画を進める中で、教室の増額が必要となったことから実施設計業務委託費を増額するものです。

61ページをお願いします。

10款3項4目区分1、中学校整備事業は、由布市立挾間中学校屋内運動場大規模改造工事を進める中で、当初設計では想定できなかった壁に係る建具サッシ周りの下地の腐食が確認されたことなどにより工事費を増額するものです。

63ページをお願いします。

10款6項2目区分3、社会教育施設整備事業は、令和6年度花合野川砂防災害関連工事に伴い大分県が拡張することとなった湯平公民館との県道の境にフェンスを設置しなければ転落の危険が懸念されることから工事費を計上するものです。なお、県から事業に伴う補償費が令和6年度に交付をされております。

65ページをお願いします。

10款7項1目区分2、競技スポーツ振興事業は、昨年につき明治大学射撃部と、そして新たに國學院陸上競技部の合宿を誘致するもので、明治大学は大分県と連携協定を締結しており、交流イベントを通じ由布高校射撃部のさらなる技術力の向上につなげるものであります。また、國學院大學は由布市とまちづくり分野において連携協定を締結しており、合宿中に実施されるゆふいんSPA健康リレーマラソン大会への参加を通じ、選手との交流、参加者の増加、合宿中における地域経済の循環に資することなどを目的として、大分県スポーツ誘致推進協議会負担金を計上するものです。

67ページをお願いします。

11款1項1目区分1、農業用施設災害復旧費は、本年8月7日からの豪雨災害に係る小災害の申請件数が確定したことから、農地等災害復旧事業補助金小災害を増額するものです。

69ページをお願いします。

11款2項1目区分1、公共土木施設災害復旧費は、市道竜王平芝尾線の災害復旧工事を進める中で、その地域が地滑り地域に指定されていることから、大分県との協議により地質調査及び地滑り調査装置を設置することとなったので、委託料の増額及び災害復旧工事に伴う工事請負費を計上するものです。特定財源として、補助対象分に国庫補助金及び補助災害復旧事業債を充当しております。

詳細説明は以上となります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤 孝昭君） 議員の皆様、1時間並びに昼休憩を超えておりますが、このまま引き続き議事を続けてよろしいでしょうか。

それでは、続けさせていただきます。

次に、議案第122号について詳細説明を求めます。保険課長。

○保険課長（河野 妙子君） 保険課長です。

議案第122号につきまして詳細説明をいたします。

議案第122号、令和7年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

令和7年度由布市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ384万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億8,087万3,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補

正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和7年12月4日提出、由布市長。

事項別明細書により御説明をいたします。9ページをお願いいたします。

1款1項1目区分1、一般管理費の委託料166万1,000円につきましては、令和6年度に子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が公布され、子育て施策の財源を確保する目的により、令和8年度から子ども・子育て支援金を国民健康保険税に上乗せして徴収することとされるに伴うシステム改修に係る経費でございます。財源は、国庫支出金を充当しております。

中段の2項1目賦課徴収費につきましては、充当財源の一部を一般会計繰入金から国庫支出金に組み替えるものでございます。

下段2款1項3目区分1、一般被保険者療養費の負担金、補助及び交付金200万円につきましては、国保連合会に支払う保険者間調整等に係る負担金に不足が生じる見込みとなったため増額をお願いするものでございます。財源は、県支出金を充当しております。

11ページをお願いいたします。

7款1項9目区分1、その他償還金の18万1,000円につきましては、令和6年度にマイナ保険証移行に伴う周知広報を行った事業の補助金の償還金となっております。財源は、基金繰入金を充当しております。

以上で詳細説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、議案第123号について詳細説明を求めます。高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（田代 由理君） 高齢者支援課長です。

議案第123号について詳細説明をいたします。

議案第123号、令和7年度由布市介護保険特別会計補正予算（第2号）。

令和7年度由布市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,705万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億8,006万9,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和7年12月4日提出、由布市長。

まず、歳入です。事項別明細書7ページをお願いいたします。

3款1項1目介護給付費負担金、3款2項1目調整交付金、4款1項1目介護給付費交付金、5款1項1目介護給付費負担金は、歳出の保険給付費、高額介護サービス等費の増額に伴い増額するものでございます。

続いて、6款1項1目利子及び配当金は、介護給付費準備基金積立金の利子を増額するものでございます。

下段7款1項1目介護給付費繰入金は、一般会計から介護保険特別会計の介護給付費繰入金の高額介護サービス等費を増額するものでございます。

3目その他一般会計繰入金は、介護保険事務費の一般管理費、システム改修費委託料を増額するものでございます。

9ページをお願いいたします。

7款2項1目介護給付費準備基金繰入金は、介護保険特別会計全体の歳出の増額に伴い、基金からの繰入金を増額するものでございます。

次に、歳出です。11ページをお願いいたします。

上段1款1項1目一般管理費については、税制改正により介護保険料の変更が生じないためのシステム改修業務委託料を増額するものでございます。

中段2款4項1目高額介護サービス等費については、高額介護サービス負担金の増額によるものでございます。

下段3款1項1目介護給付費準備基金積立金につきましては、先ほど歳入で御説明しましたが、6款1項1目で受け入れた利子分を基金へ積み立てるために増額するものでございます。

13ページをお願いいたします。

5款1項1目第1号被保険者保険料還付金は、転出、死亡者の増加によるものでございます。

以上で詳細説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、議案第124号について詳細説明を求めます。保険課長。

○保険課長（河野 妙子君） 保険課長です。

議案第124号について詳細説明をいたします。

議案第124号、令和7年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

令和7年度由布市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ93万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億8,087万9,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和7年12月4日提出、由布市長。

事項別明細書により御説明をいたします。9ページをお願いいたします。

上段1款1項1目区分1、一般管理費の委託料91万3,000円につきましては、先ほど国保特別会計でも御説明をいたしましたが、令和6年度に子ども・子育て支援法等の一部を改正す

る法律が公布され、子育て施策の財源を確保する目的により、令和8年度から子ども・子育て支援金を後期高齢者医療保険料に上乗せして徴収することとされたことに伴うシステム改修に係る経費でございます。財源は、国庫支出金を充当しております。

中段2項1目区分1、徴収費の役務費1万9,000円につきましては、口座振替及びコンビニ収納に係る手数料であり、年度内の支払いに不足が生じる見込みとなったため増額をお願いするものでございます。財源は、一般会計繰入金を充当しております。

以上で詳細説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、議案第125号について詳細説明を求めます。環境課長。

○環境課長心得（小俣 功君） 環境課長心得です。

議案第125号について詳細説明します。

議案第125号、令和7年度由布市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）。

第1条、令和7年度由布市農業集落排水事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和7年度由布市農業集落排水事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

款の科目の補正予定額と計のみ読み上げさせていただきます。

収入、第1款農業集落排水事業収益補正予定額197万4,000円、計9,283万円。

支出、第2款農業集落排水事業費用、補正予定額28万5,000円、計1億1,077万3,000円。

令和7年12月4日提出、由布市長。

詳細につきましては、補正予算説明書で御説明いたしますので、3ページをお願いいたします。

まず、上段の収益的収入です。1款2項1目1節預金利息1万1,000円の増額につきましては、預金利息収入の増額によるものでございます。

1款2項2目1節一般会計補助金16万8,000円の減額につきましては、補助対象となる支出の減額によるものでございます。

1款3項3目1節その他特別利益213万1,000円の増額につきましては、令和6年度農業集落排水特別会計に係る消費税及び地方消費税還付金の収入によるものでございます。

次に、下段の収益的支出です。

2款1項2目18節修繕費94万8,000円の増額につきましては、東長宝地区処理場の水質計器点検修繕によるものでございます。

2款1項4目3節手当37万6,000円の増額につきましては、担当職員の手当の増額によるものでございます。

2款3項4目1節その他特別損失103万9,000円の減額につきましては、不要額の減額によるものです。内容としては、6月支給分期末勤勉手当及び令和6年度分消費税及び地方消費税納付金の減額によるものでございます。

次に、4ページをお願いいたします。

給与費明細書でございます。内容を記載しておりますので御一読ください。

以上で説明終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤 孝昭君） 次に、議案第126号について詳細説明を求めます。水道課長。

○水道課長（平山 浩二君） 水道課長です。

議案第126号について詳細説明をいたします。

議案第126号、令和7年度由布市水道事業会計補正予算（第3号）。

第1条、令和7年度由布市水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和7年度由布市水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

款の科目の補正予定額と計のみ読み上げさせていただきます。

第2款水道事業費用補正予定額1,913万4,000円、計8億8,590万5,000円。

第3条、予算第4条本文括弧書中「不足する額3億958万4,000円」を「不足する額3億4,036万円」に、「過年度分損益勘定留保資金3億958万4,000円」を「過年度分損益勘定留保資金3億4,036万円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。第3款、資本的収入、補正予定額8,975万円、計7億5,794万7,000円。

支出。第4款、資本的支出、補正予定額1億2,052万6,000円、計10億9,830万7,000円。

第4条、予算第7条中、起債の目的、建設改良事業、限度額「5億4,050万円」を「6億450万円」に改める。

令和7年12月4日提出、由布市長。

詳細につきましては、補正予算説明書にて御説明いたしますので、5ページをお開きください。まず、収益的支出です。

2款1項1目原水及び浄水費につきましては433万2,000円の増額、2目配水及び給水費につきましては、1,436万8,000円の増額、4目総係費につきましては、43万4,000円の増額でございます。

2款1項1目原水及び浄水費、2目配水及び給水費の12節光熱水費につきましては、浄水場や配水機の電灯電気料金の増額でございます。

同14節通信運搬費につきましては、テレメーター等の通信料の増額でございます。

同20節動力費につきましては、ポンプ等の電力料の増額でございます。

2款1項2目18節配水及び給水費の修繕費につきましては、施設や漏水に対する修繕による増額でございます。

2款1項4目2節給料、3節手当につきましては、議案第103号で給与等の条例の一部改正案を提出しておりますが、給与改定に伴う給料及び期末勤勉手当の調整等をさせていただいております。

2款1項4目8節法定福利費8万7,000円の増額につきましては、法定福利費不足によるものでございます。

6ページをお開きください。資本的収入でございます。

3款1項1目1節建設企業債6,400万円の増額につきましては、支出の請負工事の計上に伴う水道事業債の増額でございます。

3款6項1目1節国庫補助金2,575万円の増額につきましては、支出の委託料及び請負工事費に伴う国庫補助金でございます。

7ページをお開きください。資本的支出でございます。

4款1項1目2節給料、3節手当につきましては、給与改定に伴う給料及び期末勤勉手当の調整をさせていただいております。

4款1項1目6節法定福利費30万3,000円の増額につきましては、法定福利費不足によるものでございます。

15節委託料5,049万円の増額につきましては、湯布院地区導・送水管布設替工事实施設計業務委託ほか3件の追加によるものでございます。

30節請負工事費6,910万円の増額につきましては、庄内中学校配水管路布設替工事ほか2件の追加計上でございます。

次に、8ページをお願いいたします。

給与費明細書です。内訳を記載しておりますので御一読ください。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤 孝昭君） 各議案の詳細説明が終わりました。

○議長（佐藤 孝昭君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次回の本会議は、来週12月8日午前10時から一般質問を行います。

なお、一般質問通告書追加分の提出締切りは明日の正午まで、議案質疑に係る発言通告書の締切りは12月9日の正午までとなっておりますので、厳守をお願い申し上げます。

それでは、本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後0時37分散会
